

■ パーク 2 4 株式会社について

パーク24は、駐車場やカーシェアリング、レンタカー、会員サービス、決済サービスなどを展開する交通インフラサービス企業です。

1991年に、日本で初の24時間、無人運営の時間貸駐車場「タイムズパーキング」を開業。現在は日本国内で最多となる約1万8千カ所の時間貸駐車場を運営しています。また、2006年から海外展開しており、現在は台湾、シンガポール、マレーシア、英国、オーストラリア、ニュージーランドの6カ国で駐車場事業を行っています。2009年には日本でカーシェアリングサービス「タイムズカー」を開始。時間貸駐車場で培った24時間、無人運営のノウハウを活かした事業拡大により、現在は180万人を超える会員様にご利用いただいています。

「We make life better 当たり前になる快適さを、次々と。」のグループスローガンのもと、時代を先駆ける挑戦を続けることで、世界にまだない「快適さ」の実現に向け、日々の事業活動に取り組んでいます。

■ PayPay 株式会社提供のキャッシュレス決済サービス「PayPay」について

大型チェーン店はもちろん、中小規模の店舗や、自動販売機、タクシー、公共交通機関などへの支払いまで、日本全国に拡大し続けているキャッシュレス決済サービスです。オンラインサービスでの支払いや公共料金の請求書払いなど、さまざまな決済シーンでも利用できます。また、ユーザー間で PayPay 残高 (PayPay マネーおよび PayPay マネーライト) を手数料無料で「送る・受け取る」(送金または譲渡とその受け取り)機能や、PayPay ポイントを提携する事業者のポイントと交換することにより、当該事業者の提供する投資の疑似体験ができる「ポイント運用」サービスなど、決済以外にも便利な利用方法が広がっています。さらに、24時間365日相談可能な電話窓口を設置し、万が一被害にあった場合の補償制度を設けるなど、ユーザーに安心してご利用いただける環境づくりを行っています。

PayPay 株式会社は、下記の登録を受けています。

- ・前払式支払手段(第三者型)発行者(登録番号:関東財務局長 第00710号/登録日:2018年10月5日)
- ・資金移動業者(登録番号:関東財務局長 第00068号/登録日:2019年9月25日)
- ・一般社団法人日本資金決済業協会 (<https://www.s-kessai.jp/>/入会日:2018年9月12日)
- ・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(登録番号:関東(ク)第106号/登録日:2019年7月1日)
- ・一般社団法人日本クレジット協会 (<https://www.j-credit.or.jp/> /入会日:2019年7月1日)
- ・電気通信事業者(届出番号:A-02-17943/届出日:2019年7月2日)
- ・届出媒介等業務受託者(届出番号:C1907980/届出日:2019年12月18日)
- ・銀行代理業(許可番号:関東財務局長(銀代)第396号/登録日:2020年11月26日)
- ・金融商品仲介業(登録番号:関東財務局長(金仲)第942号/登録日:2021年6月25日)

※「PayPay」(PayPay 残高)には、PayPay マネーと PayPay マネーライト、PayPay ポイント、PayPay ボーナスイイトおよび PayPay 商品券の5種類があります。

PayPay マネーは、PayPay 所定の本人確認手続きを経て開設した PayPay アカウントへ入金した金額の範囲内で、提携サービスや加盟店での決済に用いることができるほか、PayPay ユーザー間で手数料無料で送金や受け取りが可能です。また、PayPay マネーを払い出して指定した銀行口座に入金することもできます(PayPay 銀行を指定した場合、払出手数料は無料)。この法的性質は、商品等の代価の弁済のために使用することができ、また送金および払い出すことができる電磁的記録であって、資金決済に関する法律第37条に定める登録を受けた資金移動業者である PayPay が発行するものです。PayPay は、資金決済に関する法律第43条の規定に基づき、利用者に対して負う債務の全額と同額以上の資産を供託によって保全しています。

PayPay マネーライトは、PayPay が発行する電子マネーの一種であり、これを購入して提携サービスや加盟店での決済に用いることができるほか、PayPay ユーザー間で手数料無料で譲渡、譲り受けが可能です。この法的性質は、PayPay が発行する前払式支払手段(資金決済に関する法律第3条第1項)であり、PayPay は、資金決済に関する法律第14条の規定に基づき、前払式支払手段の保有者の保護を目的として、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託することにより資産を保全

しています。また、「PayPay」を利用した際の特典やキャンペーン等で無償付与される PayPay ポイントおよび PayPay ボーナスイイトも、PayPay マネーや PayPay マネーライトと同様に、提携サービスや加盟店での決済に用いることができます。ただし、PayPay ユーザー間での送金、譲渡や払い出しはできません。PayPay ボーナスイイトには有効期限が設定されており、期限を過ぎると失効します。PayPay 商品券は、PayPay が発行する電子マネーの一種であり、これを取得して当該 PayPay 商品券にて指定された提携サービスや加盟店での決済に用いることができます。ただし、PayPay ユーザー間での譲渡や払い出しはできません。PayPay 商品券には発行から 6 カ月内の有効期限が設定されており、期限を過ぎると失効します。

また、PayPay は、ユーザーが安心して利用できる環境づくりを行っています。利用中の PayPay アカウントで、第三者利用による心当たりのない請求が発生した場合や、PayPay アカウントをお持ちでないにもかかわらず、PayPay からの請求が発生していた場合に、所定の補償条件を満たすことを前提に、損害額（第三者から補償を受ける場合は、その補償される金額を差し引いた額）について、補償を受けることができます。詳しくは、[補償申請について](#)をご覧ください。

※ このプレスリリースに記載されている会社名、屋号および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。